

議案第 13 号

日出町税条例の一部改正について

日出町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町税条例の一部を改正する条例

日出町税条例（昭和 29 年日出町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 10 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。
第 63 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。
第 89 条第 2 項第 2 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。
第 139 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 149 条第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

の改正に伴い、条例を整備したいので提出する。